

## 営業所技術者等の現場配置について

令和 7 年 4 月 1 日

建設工事の営業所技術者等の現場配置に係る取扱いについて、営業所に専任で置くこととされている営業所技術者等の兼務することができる場合の取扱いを次のとおりとする。

### 第 1 営業所技術者等の兼務の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアル（令和 7 年 1 月 28 日国不建技第 147 号）（以下「マニュアル」という。）による。

### 第 2 営業所技術者等の兼務の手続き等

#### 1 営業所技術者等兼務届の提出

営業所技術者等が建設工事の技術者を兼務する場合は、営業所技術者等兼務届（様式 1）に営業所技術者等の兼務に関する誓約事項（様式 2）を添えて市長に提出するものとする

#### 2 営業所技術者等兼務届の提出時期

- (1) 一般競争入札の場合は、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出時
- (2) 簡易型一般競争入札の場合は、塩尻市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書の提出時
- (3) (1)、(2)以外の場合で、主任技術者を専任で配置する必要がないときは、契約締結まで

#### 3 提出場所

塩尻市財政課契約検査係

### 第 4 営業所技術者等の兼務に関する誓約事項の確認

監督員は、施工時に営業所技術者等の兼務に関する誓約事項の確認表（様式 3）により（様式 2）の誓約事項が要件に適合しているか確認する。この際、要件に適合していないと認められた場合は、速やかに改善を指示する。

### 第 5 「工事現場と営業所が近接」の解釈

マニュアル 2-2 (5) 2) イの「工事現場と営業所が近接していること」は「塩尻市内又は所属営業所から現場までの移動時間が概ね 1 時間程度」として扱う。

## 第6 適用時期

この規定は、令和7年4月1日現在、契約中の工事及び同日以降に契約する工事に適用する。